

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置，運営に関する要綱の規定により，次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成25年度第1回 高松市都市計画審議会
開催日時	平成25年8月2日(金) 午後1時30分～午後2時50分
開催場所	高松市役所3階 32会議室
議 題	会長選任 議案第1号 高松広域都市計画臨港地区の変更(香川県決定) 議案第2号 高松広域都市計画用途地域の変更(高松市決定) 議案第3号 高松広域都市計画下水道の変更(高松市決定) 議案第4号 高松広域都市計画地区計画の変更(高松市決定) 議案第5号 建築基準法第22条指定区域の指定(特定行政庁) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	嘉門会長，柴田委員，土井委員，三笠委員，鎌田委員，大橋委員，山崎委員，山田委員，石井委員(代理：宮本事業調整官)，竹内委員，小野委員，宮崎委員
欠席委員	3人
オブザーバー	—
傍聴者	1人(定員 10人)
担当課および連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 087-839-2455, Fax 087-839-2452

会議経過および会議結果

会議を開会し，次の議題について協議し，下記の結果となった。

次のとおり，会議を開催した。

次のとおり，会議を開催した。

- (1) 会長の選任
高松市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により選任
(結果) 会長 嘉門委員
- (2) 議案の審議について
次の議題について審議し，下記の結果となった。
 議案第1号 高松広域都市計画臨港地区の変更(香川県決定)
 議案第2号 高松広域都市計画用途地域の変更(高松市決定)
 議案第3号 高松広域都市計画下水道の変更(高松市決定)
 議案第4号 高松広域都市計画地区計画の変更(高松市決定)
 議案第5号 建築基準法第22条指定区域の指定(特定行政庁)
- (3) その他
高松市屋外広告物条例の改正について報告

会議経過および会議結果

会議の経過内容

・ **議案第1号、第2号及び第5号について**

事務局より議案第1号、第2号及び第5号について説明。

【主な質疑・意見等】

委員より意見等なし。

(結果) 原案のとおり決定

・ **議案第3号について**

事務局より議案第3号について説明。

【主な質疑・意見等】

委員より意見等なし。

(結果) 原案のとおり決定

・ **議案第4号について**

事務局より議案第4号について説明。

【主な質疑・意見等】

(土井委員)

林町第2地区は、分譲前に地区計画を指定し、住環境を保障して分譲を行うものでしょうか。

(事務局)

分譲前でございます。

(土井委員)

大変よい取組みであると考えますが、このような分譲前の計画段階で地区計画を設定したものは、これまでに高松市でいくつかございますか。

(事務局)

今回の隣で、林町地区というものがございます。

こちらも分譲前に地区計画を設定して、分譲を行っております。

(土井委員)

前回のものが上手く行ったので、連鎖的に広がっているものでしょうか。

(事務局)

隣接して、西側に広げて拡大していったものでございます。

(土井委員)

ありがとうございます。

(会長)

林町周辺は、高松市でも人口が増加している地区でございます。

環境に配慮した形の住戸が多数、整備されるということは、非常に良いことではないかと考えます。

(結果) 原案のとおり決定

会議経過および会議結果

・高松市屋外広告物条例の改正について

事務局より高松市屋外広告物条例の改正について報告。

【主な質疑・意見等】

(土井委員)

景観の話は、イタチごっこのようで、非常に難しいと認識しております。

この資料の中で、広告物は建築物と一体的に見えると書かれておりましたが、条例的なもので建築基準法に習い、建築物を規制するといった形で、こうした広告物を規制していいかでしょうか。

また、今の時代が、インターネットで買い物をしたり、広告媒体があふれている状況となっており、屋外広告物が意味のないものと分かっているにも関わらず、一般広告物がまだまだ残っております。

一般広告関係がどのくらいあるのかを評価し、一般広告物については、撤廃していく時期に来ているのではないのでしょうか。

(事務局)

まず、一点目でございますが、現行の建築基準法の中では、建築物と広告物が一体となった規制は、行っておりません。高松市としましては、景観計画に基づきます景観条例の中で、建築物についての色彩やデザインについての規制・誘導を昨年7月1日から施行しております。

(土井委員)

道交法で車は取り締まれても、自転車はできないのと同様に、景観は別のもので、本質的な取締りにはならないと考えますがいかがでしょうか。

(事務局)

一体となっていないという点は、ございます。

次に、一般広告物についてでございますが、今回の改正に当たりまして、事前に施工業者さんや一般市民の皆様を対象にした説明会を行いました。その中で、土井委員さんがおっしゃいますように、ネット社会になってきている今、広告物がなくなるのではないかという御意見もございました。

ただ、すべての方がインターネットを使える方ばかりではございませんので、広告が必要というところもございます。

今回、規制を厳しくし、また補助を行うということだけでは良くなれないと考えることから、違反物に対する是正指導、継続的な周知啓発、表彰制度等を用いまして、時間を要しながらもまちづくりの風土として、屋外広告物に対する考えを見直していければと考えております。